

特掲診療料の施設基準

特掲診療料に係る下記の算定要件について
近畿厚生局に届け出をおこなっています。

糖尿病合併症管理料

二次性骨折予防継続管理料 2

院内トリアージ実施料

夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する
救急搬送看護体制加算

薬剤管理指導料

医療機器安全管理料 1

在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者
訪問看護・指導料の注 2

在宅療養後方支援病院

検体検査管理加算（Ⅰ）

検体検査管理加算（Ⅱ）

時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

CT撮影及びMRI撮影

抗悪性腫瘍剤処方管理加算

無菌製剤処理料

特掲診療料の施設基準

特掲診療料に係る下記の算定要件について
近畿厚生局に届け出をおこなっています。

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

がん患者リハビリテーション料

人工腎臓/導入期加算 1

透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

ストーマ合併症加算

胃瘻造設術

（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）

（医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術）

輸血管理料Ⅱ

輸血適正使用加算

胃瘻造設時嚥下機能評価加算

看護職員処遇改善評価料

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

入院ベースアップ評価料